資料１

平成１９年３月１４日

第１３回農薬専門調査会幹事会審議農薬の概要

１．イミダクロプリド

（１）用途

殺虫剤

（２）審議の経緯

厚生労働省より、いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されている。平成１８年１２月１８日に厚生労働省より意見聴取をされ、第４回確認評価第一部会においてＡＤＩが決定した。

また、農薬取締法に基づく適用拡大申請（稲）もされており、平成１９年２月２３日付けで厚生労働大臣より意見聴取された。

（３）評価の概要

ネオニコチノイド系殺虫剤であり、遺伝毒性が疑われたが、生体内で問題となるようなものではないと考えられた。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の 5.7mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.057mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）とした。

２．ウニコナゾールＰ

（１）用途

植物成長調整剤

（２）審議の経緯

厚生労働省より、いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されている。平成１８年９月４日に厚生労働省より意見聴取をされ、第１回確認評価第三部会においてＡＤＩが決定した。

また、農薬取締法に基づく適用拡大申請（レタス、たまねぎ）もされており、平成１９年２月２３日付けで厚生労働大臣より意見聴取された。

（３）評価の概要

マウスに肝細胞腺種の発生増加が認められたが、非遺伝毒性メカニズムであり、ＡＤＩの設定は可能とされた。

各試験の無毒性量の最小値は、ラットを用いた２年間慢性毒性/発がん性併合試験の 1.64mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.016mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）とした。

３．トルフェンピラド

（１）用途

殺虫剤

（２）審議の経緯

厚生労働省より、いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されている。平成１８年９月４日に厚生労働省より意見聴取をされた。

また、農薬取締法に基づく適用拡大申請（非結球レタス、ネクタリン）もされており、平成１９年２月２３日付けで厚生労働大臣より意見聴取された。

（３）評価の概要

本剤は過去に食品健康影響評価が実施されており、今回新たに追加提出された資料は作物残留試験成績のみであった。

各試験の無毒性量の最小値はラットを用いた 2 年間慢性毒性／発がん性併合試験の 0.56mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.0056mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）と設定している。